

精神障害者2人採用へ 京都・宇治市、雇用促進法改正で

京都府宇治市は新年度に、精神障害者を臨時職員として新たに採用する。行政機関や民間企業に障害者の雇用を義務付けている障害者雇用促進法が改正され、今春から精神障害者の雇用が官民ともにより求められ、地域最大規模の事業主として率先する姿勢が必要と判断した。

同法は、従業員に占める障害者の割合について、最低限満たすべき「法定雇用率」を定めている。これまでは知的障害者と身体障害者の人数だけで算出されていたが、同法改正で今年4月からは精神障害者の人数も算出に加わる。

必ずしも精神障害者を雇用する必要はないが、法定雇用率も同時に引き上がるため、法改正には精神障害者の雇用を進める狙いがある。宇治市は法定雇用率を満たしているものの、精神障害者の職員はおらず、「事業主としての社会的責任を果たす」（人事課）として5月に2人を臨時職員として採用する。

任期は3年で、業務としては書類配布や郵便物への宛名シール貼りなど軽作業のほか、状況に応じてデータ入力やテープ起こしなどを検討する。3月末までに公募し、面接試験で決定する。

一方、山城地域のほかの4市では、精神障害者に絞った採用を新年度に行う予定はなく、同様の動きが広がるかはまだ見通せない。

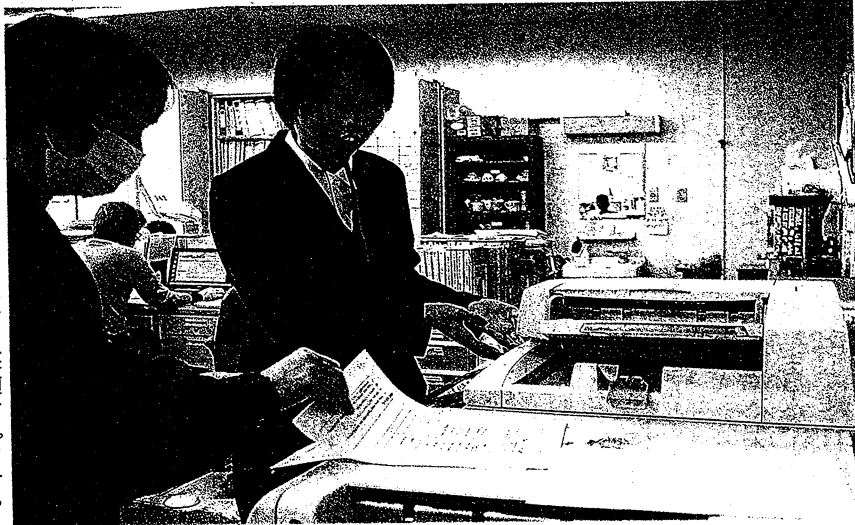
【2018年01月17日 11時09分】

Copyright (c) 1996-2018 The Kyoto Shimbun Co.,Ltd. All rights reserved.

各ページの記事・写真は転用を禁じます。著作権は京都新聞社ならびに一部共同通信社に帰属します

ネットワーク上の著作権について 新聞・通信社が発信する情報をご利

行政での就労実習に力



府乙訓保健所職員(左)に教わりながら書類を「ピー」する島谷さん(向日市上植野町)府乙訓総合庁舎

乙訓圏障がい者自立支援協

乙訓2市1町の福祉事業所などをつくる「乙訓圏障がい者自立支援協議会」(事務局・長岡京市)が、行政機関での障害者の就労実習支援に力を入れている。4月からの法定雇用率引き上げを前に、障害者が働きやすい職場環境への理解を担当職員らに深めてもらうのが狙いだ。取り組みは緒に就いたばかりで課題もあるが、障害者雇用の機会拡大につながるか注目される。

自治体に義務つけられる障害者の法定雇用率は4月以降、現行の2・3%から2・5%になる。民間企業も2・0%から2・2%に引き上げられる。

京都労働局職業対策課によると、乙訓圏にある事業所(法律で雇用割合を定めている従業員50人以上)の実雇用率は昨年6月時点で身体障害者が1・57%(府平均1・44%)、知的・精神障害者が0・34%(同0・63%)と格差が生じている。また、法定雇

用率を達成している事業所の割合は46・8%(同53・1%)と府平均を6・3%を下回る。

これまで乙訓圏の就労実習は民間の工場での製造や清掃といった作業が多く、事務や軽作業の実習先はほぼ無かった。こうした状況や法定雇用率引き上げの動きを踏まえ、同協議会が取り組み始めたのが行政機関での就労実習だ。雇用率の低い知的・精神障害者が働きやすい職場環境づくりに加え、障害者の実習

法定雇用率アップ控え 選択肢広げる

受け入れの選択肢を広げる目的もある。

大山崎町役場では昨年10月、乙訓圏の自治体で初めて、同地域の就労移行支援事業所に通う知的・精神障害者計4人の実習を受け入れた。

内容は町主催行事の景品袋詰めや、パソコンを使ったチケット作成といった軽作業。実習生は町職員からの指示を受け、「どの向きで商品を袋に入れたらいいですか」と質問しながら取り組んだ。町担当者には「実際に一緒に働くことで新たな気づきがあった。今後受け入れを検討する」としている。

1月中旬には向日が丘支援学校(長岡京市)の生徒2人が、向日市の府乙訓保健所で、ひとり親世帯対象の申請書類をコピーし、書類の記入箇所をえんぴつ書きで誘導する事務作業を行った。島谷萌花さん(17)は初めての事務作業の実習に「集中できて、自分に向いているかと思った。職業選択に生かしたい」と話

した。

一方で、実習では作業内容の指示方法や障害者の特性に合わせた支援が不十分な面もあり、課題も見えてきた。18年度に向け、同協議会は、受け入れ側との打ち合わせを事前に丁寧に行うことや、障害者と実習先をつなぐ役割をどの機関が担うかなどを検討していく。

同協議会の就労支援部会メンバーで向日が丘支援学校進路担当の夏川久子教諭は「まだ一歩踏み出した段階。継続的に取り組んでいく必要がある。地域の行政機関で受け入れが増えて、障害者の就労実習の選択肢が広まれば」としている。(大西成美)

